

豚熱ワクチン接種に係る飼養衛生管理者の登録要領

令和5年9月1日制定
鹿児島県農政部畜産課

第1 目的

豚熱ワクチンは、適切な接種を実施すれば発症の防御に有効な手段であるため、ワクチンの厳格な管理や適時適切な接種が求められる。

この要領は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下、「法」という。）第3条の2第1項に基づき公表された、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下、「指針」という。）に規定する登録飼養衛生管理者（以下、「登録管理者」という。）の登録等に関し、必要な事項を定める。

第2 登録対象者

登録の対象となる者は、飼養衛生管理者であって、家畜防疫員又は知事認定獣医師の管理の下、豚熱ワクチン接種を実施する必要がある者とする。

第3 研修会

1 飼養衛生管理者の登録のための豚熱ワクチン接種研修会

- (1) 県は、飼養衛生管理者が認定農場において豚熱ワクチンを適切に接種するために必要な知識及び技術の習得並びに向上を図るために、適宜、研修会を開催しなければならない。
- (2) 農場の飼養衛生管理者は、指針に規定される登録管理者として登録を受けるために、あらかじめ第3の1の(1)の研修会を受講しなければならない。
- (3) 第3の1の(1)の研修会の受講を希望する飼養衛生管理者は、「飼養衛生管理者の登録のための豚熱ワクチン接種研修会受講申請書」（別記様式1）を管轄の家畜保健衛生所に提出する。
- (4) 家畜保健衛生所は、研修会受講者に対し、研修終了後に「修了証」（別記様式2）を交付するとともに、登録名簿を作成する。
- (5) 研修会の受講を希望する飼養衛生管理者が、他都道府県から修了証の交付を受けており、かつ研修事項について十分習熟していると判断した場合、県は、一部の研修事項の受講を免除することができる。その際、飼養衛生管理者は「飼養衛生管理者の登録のための豚熱ワクチン接種研修会受講申請書」に他都道府県から交付を受けた修了証の写しを添付し、提出しなければならない。

2 登録管理者のためのフォローアップ研修

- (1) 県は、登録管理者に必要な知識及び技術の維持並びに向上を図る目的として、原則

として、年に1回以上研修を実施しなければならない。研修は、登録管理者の習熟度等を勘案し、オンライン開催や書面開催等の研修とすることができる。

- (2) 登録管理者は、第3の2の(1)の研修を原則として、年1回以上受講しなければならない。
- (3) 第3の2の(1)の研修の受講を希望する認定農場は、「登録飼養衛生管理者のためのフォローアップ研修受講申請書」（別記様式3）を管轄の家畜保健衛生所に提出する。

第4 認定農場の要件

- 1 認定農場として認定を受けようとする農場は、次の各号の要件を満たさなければならない。
 - (1) 飼養衛生管理基準を遵守している農場であること。又は、遵守に向けて取り組んでいること。
 - (2) 家畜保健衛生所及び家畜防疫員又は知事認定獣医師と緊密に連携が取れ、その指示及び指導に従うこと。
 - (3) ワクチンを厳格に管理するための作業手順書（指針留意事項13の3の作業手順書をいう。）を作成し、認定農場及び登録管理者が満たすべき要件等を遵守できる体制となっていること。
 - (4) 認定農場の要件及び指針に従い接種していることを確認するために、家畜保健衛生所が実施する立入検査及び免疫付与状況確認検査、知事認定獣医師が実施する接種指示及び飼養衛生管理基準遵守状況の確認に協力すること。
 - (5) 「家畜伝染病予防法」、「獣医師法」、「獣医療法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守すること。

第5 申請・審査等

- 1 認定農場として認定を受けようとする農場の代表者は、「認定農場申請書」（別記様式4）に豚熱ワクチン接種に係る作業手順書を添付し、管轄の家畜保健衛生所を経由して、県に提出する。
- 2 家畜保健衛生所は、認定農場申請書を受理した場合は、その内容を確認し、必要に応じて農場代表者に対して指導を行い、改善を求めるものとする。これにより、認定農場の要件を満たすと判断した場合、受理した申請書を県に副申する。

県は、第4の認定農場の要件に基づき、申請の内容を審査し、認定の可否を決定する。審査の結果、認定農場として認定した場合は、県は、農場に対してその旨を通知する。
- 3 認定農場は、農場認定申請書の申請内容に変更が生じた場合、速やかに「認定農場登録事項変更届」（別記様式5）を管轄の家畜保健衛生所を経由して、県に提出するものとする。
- 4 登録名簿への登録期間は、研修修了日の翌年度末までとする。
- 5 登録管理者は、登録名簿への登録内容に変更が生じた場合、「登録飼養衛生管理者登

録事項変更届」(別記様式6)を管轄の家畜保健衛生所に提出するものとする。

第6 登録名簿からの除外

- 1 登録管理者が、次のいずれかに該当する場合であって、改善が見られない場合には、県は相手方に通知した上で、登録名簿から当該登録管理者を除外することができる。なお、登録名簿から除外された時点で、修了証は失効するものとする。
 - (1) 県が実施する研修を、原則として毎年1回以上受講しておらず、登録名簿への登録期間が終了したとき。
 - (2) 法第50条に基づくワクチンの使用許可の要件を満たさなくなったとき。
 - (3) ワクチン接種を実施する認定農場が、指針に掲げる要件を遵守していない等の理由で認定を取り消されたとき。
 - (4) その他、ワクチンの接種又は管理において、適切でない事由が発生したとき。
- 2 登録名簿から除外された当該登録管理者が県外において登録されている場合は、当該都道府県に報告する。

第7 認定の取消

認定農場が次の各号のいずれかに該当する場合、県は相手方に通知した上で、認定を取り消すことができる。

- 1 第3の認定要件を満たさなくなったとき。
- 2 ワクチンを他者へ譲渡あるいは販売等を行ったとき、又は接種計画書に記載された農場以外でワクチンを使用したとき。
- 3 その他、認定農場に相応しくない事由が発生したとき。

第8 登録の辞退

登録管理者が、その登録を辞退するときは、「登録飼養衛生管理者辞退届」(別記様式7)を県に提出するものとする。県は、登録飼養衛生管理者辞退届を受理した場合、当該登録管理者を登録名簿から除外する。

第9 登録管理者の責務

- 1 登録管理者は、農場の飼養衛生管理基準の遵守に努めるものとする。
- 2 登録管理者は、作業手順書に従い、適切なワクチン接種及びワクチン等の厳格な管理を実施するものとする。

附 則

この要領は令和5年9月1日より施行する。